

業務及び財産の状況に関する説明書類

(公認会計士法第 34 条の 16 の 3 第 1 項に規定する公衆縦覧書類)

第 21 期会計年度

(2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日)

公衆縦覧開始日 2026 年 9 月 29 日

PwC Japan 有限責任監査法人

目次

一. 業務の概況.....	3
1. 監査法人の目的及び沿革.....	3
(1) 監査法人の目的.....	3
(2) 監査法人の沿革.....	3
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別.....	3
3. 業務の内容.....	3
(1) 業務概要.....	3
(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項.....	3
(3) 監査証明業務の状況.....	4
(4) 非監査証明業務の状況.....	4
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況.....	4
(1) 業務の執行の適正を確保するための措置.....	4
① 経営の基本方針及び経営管理に関する事項.....	4
② 法令遵守に関する事項.....	4
(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況.....	5
① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況.....	5
② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況.....	5
(3) 業務の品質の管理の状況等の評価.....	5
① 基準日.....	5
② 業務の品質の管理の目的.....	5
③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置.....	5
(ア) 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持.....	5
(イ) 業務に係る契約の締結及び更新.....	7
(ウ) 業務を担当する社員その他の者の選任.....	7
(エ) 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分.....	8
(オ) 業務の実施及びその審査.....	8
(カ) 業務に関する情報の収集及び伝達.....	9
(キ) 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ.....	10
(ク) (ア)から(キ)までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化.....	10
(ケ) (ア)から(ク)までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施.....	10
(コ) (ア)から(ク)までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善.....	10
④ 業務の品質の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由.....	11
⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容.....	11
(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置.....	11
(5) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管	

理レビュー)を受けた年月	11
(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認	11
5. 他の公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。)又は監査法人との業務上の提携に関する事項	12
6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項	12
(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称	12
(2) 当該業務上の提携を開始した年月	12
(3) 当該業務上の提携の内容	12
(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要	12
二. 社員の概況	12
1. 社員の数	12
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	12
三. 事務所の概況	13
四. 監査法人の組織の概要	14
五. 財産の概況	14
1. 売上高の総額	14
2. 直近の二会計年度の計算書類	14
3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書	14
4. 供託金の額	14
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容	14
六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称	15

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

当法人は、次の各号の業務を行うことを目的とします。

- 1 財務書類の監査又は証明
- 2 財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談
- 3 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は以下の通りです。

2006 年 6 月 1 日	あらた監査法人設立 メンバーファームとして PwC ネットワークに加盟
2006 年 8 月 1 日	名古屋事務所を開設
2006 年 9 月 1 日	大阪事務所を開設
2015 年 7 月 1 日	法人名称を「PwC あらた監査法人」へ変更
2016 年 7 月 1 日	有限責任監査法人へ移行し、名称を「PwC あらた有限責任監査法人」とする。
2016 年 10 月 1 日	福岡事務所を開設
2023 年 12 月 1 日	PwC あらた有限責任監査法人を存続法人として PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併、PwC Japan 有限責任監査法人として業務開始

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は公認会計士法第 1 条の 3 第 4 項に規定する有限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は金融商品取引法監査、会社法監査及び学校法人監査等の法定監査のほか任意監査まで幅広く監査証明業務を提供しています。

監査証明業務に係る当期末現在の被監査会社数は 1,358 社(前期比 89 社減)、監査証明業務に係る当期収入は 46,799 百万円(前期比 5,770 百万円増)となりました。

また、当法人は非監査証明業務として IFRS 導入支援サービスをはじめとした財務報告アドバイス及び株式上場 (IPO) 支援、ガバナンス関連アドバイザリー業務、システム・プロセス・アシュアランス、内部監査サービスなどの幅広い財務関連サービスの提供に努めています。

非監査証明業務の対象会社総数は 1,234 社(前期比 17 社増)、非監査証明業務に係る当期収入は 52,310 百万円(前期比 9,148 百万円増)となりました。

以上の結果、監査証明業務と非監査証明業務を合わせた当期の業務収入総額は、99,110 百万円(前期比 14,919 百万円増)となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当ありません。

(3) 監査証明業務の状況

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
1 金商法・会社法監査	201 社	194 社
2 金商法監査	48 社	9 社
3 会社法監査	503 社	106 社
4 学校法人監査	2 社	—
5 労働組合監査	—	—
6 その他の法定監査	280 社	5 社
7 その他の任意監査	324 社	—
計	1,358 社	314 社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	対前年度増減
大会社等	89 社	+6 社
その他の会社等	1,145 社	+11 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針及び経営管理に関する事項

当法人は、「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する」を Purpose（存在意義）とし、卓越したサービスを提供するプロフェッショナル集団として、明確なリーダーシップと創造的なチームワークにより厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、日本の経済の健全な発展に寄与することを経営理念としています。

当法人では、経営の最高意思決定機関として代表執行役、執行役代表代行、執行役副代表及び執行役で構成される経営委員会を設置しており、この経営委員会が当法人の業務執行にかかる重要事項の意思決定を行います。経営委員会は監査・保証事業全体の運営を統括し、ガバナンスの中心的役割を担っています。また、2025 年 7 月 1 日付の組織変更により、監査・保証業務部門の再編が行われ、従来の 10 の業務事業部を東日本事業部、西日本事業部、金融事業部の 3 つの業務部門に統合しました。これにより、人財交流を促進し、各事業部に分散していた機能を集約することで、監査・保証事業全体の効率化と付加価値向上を図っています。

加えて、2026 年度より、当法人はガバナンス体制の実効性をさらに高めるため、公益監督委員会（PIB）の外部委員を独立非業務執行役員（INE）として監視委員会に迎えるとともに、PIB を監視委員会に統合する体制へ移行しました。これにより、外部の視点を活かしたタイムリーかつ深度ある監督・評価・助言が可能となり、監視委員会の客観性と独立性が一層強化されています。

② 法令遵守に関する事項

法令遵守に関する措置を所管する部署として、リスクマネジメント&コンプライ

アンス室を設置しています。

リスクマネジメント&コンプライアンス室は、プロフェッショナルとしての、また、社会の一員としての、使命と責任を果たすための行動規範を策定しており、すべての社員・職員はこの行動規範を遵守しています。リスクマネジメント&コンプライアンス室は、定期的な研修等を通じて、行動規範その他遵守すべき法令規制について、社員・職員に周知を徹底し、意識の向上に努めています。また、リスクマネジメント&コンプライアンス室は、コンプライアンスラインを設け、法令違反その他のコンプライアンス上の問題点を早期に発見し、対処しています。

さらに、アシュアランス OGC に法律の専門スタッフを配置し、アシュアランス OGC が法人全体の法務を取り扱うことによって、法人の諸活動が法令・定款等に適合していることを確保しています。

そのうえで、独立した内部監査室が、法人の活動について内部監査を行い、不正行為等に対するけん制とチェックを行っています。

- (2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するため、専任の部署として品質管理本部を設置しています。品質管理本部に所属の社員及び職員は主として品質管理業務に従事しています。

加えて、内部監査室及びリスクマネジメント&コンプライアンス室を設置しています。

- ② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理本部、内部監査室及びリスクマネジメント&コンプライアンス室のいずれもアシュアランス業務部門から独立した組織であり、それぞれ所属するメンバーの品質管理業務をモニタリングする方針及び手続を定め、独立した業務運営を行っています。

- (3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日

2026 年 6 月 30 日

② 業務の品質の管理の目的

当法人の品質管理の目的は、当法人が実施する監査及びその他の保証業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、当法人が品質管理システムを整備し運用することにあります。

- (1) 当法人及びその専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務及びその他の保証業務を実施すること。
- (2) 当法人又は業務責任者が状況に応じた適切な報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

- (ア) 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持
(職業倫理)

当法人は、当法人や社員、職員が誠実に、公正に行動するためによって立つべき行動規範（PwC's Code of Conduct）を定めています。行動規範は、誰であっても懸念があるときは「声を上げる」ことの意義を強調しています。この行動規範

と日本公認会計士協会の倫理規則を踏まえて、職業倫理の方針又は手続に関する複数のルールや規程を定めています。職業倫理の方針又は手続に関する理解を徹底させるため、全社員及び職員を対象とした職業倫理に関する研修を定期的に実施しています。また、全社員及び職員を対象とした年次のコンプライアンス確認手続において、職業倫理に関する方針又は手続を理解し遵守していることを確認しています。

(独立性)

PwC ネットワークのメンバーファームとして、PwC Global Independence Policy（独立性に関する指針）を基本に、わが国の法令及び日本公認会計士協会の倫理規則並びに国際会計士倫理基準審議会が公表する職業会計士のための国際倫理規定を踏まえた Japan Independence Policy を当法人の独立性に関する指針とし、その遵守に係る方針又は手続を定めています。独立性の方針又は手続に関する理解を徹底させるため、全社員及び職員を対象とした独立性に関する研修を定期的に実施しています。また、全社員及び職員を対象とした年次のコンプライアンス確認手続において、独立性に関する方針又は手続について理解し遵守していることを確認しています。

当該方針又は手続に基づき、監査クライアントを PwC ネットワークが共有するデータベースに登録することによって、当法人の監査クライアントのみならず、PwC ネットワークの監査クライアント全般について、業務提供範囲等に関して制限のあるクライアントを把握できる体制となっており、以下の独立性に関する指針の遵守を確保する枠組みとして維持・運用しています。

- 非保証業務提供チーム - エンゲージメントの独立性

監査クライアントに対する業務の提供には一定の制限が設けられているため、非保証業務の提供を検討する際に、上述の監査クライアントデータベースで業務提供先に対する独立性の制限の有無を確認したうえで、非保証業務についての独立性に関する指針（Japan Statements of Permitted Services）を参照して業務提供の可否及び提供可能な業務を判断し、提供する可能性のある非保証業務について、あらかじめ監査責任者の承認を得るものとしています。

- 社員及び職員 - 個人の独立性

当法人の社員及び職員が各個人として遵守する独立性に関する指針を定めており、この中で金銭的利害関係や身分上の利害関係を規定しています。年次のコンプライアンス確認手続に加え、個々の監査業務に従事する際には、個人として遵守する独立性の規定を都度確認しています。また、社員及び職員は、保有する有価証券等をデータベースに登録することが求められ、当法人は社員及び職員が独立性の諸規則に抵触しないことを確認しています。さらに、社員及び職員の金銭的利害関係や身分上の利害関係を対象とする独立性の検査を每期実施し、個人の金銭的利害関係や身分上の利害関係に関する独立性の違反がないことを監視しています。

- 法人としての独立性

当法人が外部から物品やサービスを購入する場合や、当法人が外部企業や個人とビジネス上の関係を展開する場合には、当法人と監査クライアントとの間の独立性を保持するため、取引の可否及び取引内容について事前に担当部署の承認を得ることとしています。法人の借入先及びリース契約先との間においても独立性の問題が生じていないことを定期的

に確認しています。また、当法人が保有する有価証券等をデータベースに登録し、独立性の諸規則に抵触しないことを確認しています。

(ローテーションの方針及び手続)

業務執行社員のローテーションに関しては、以下の通り方針を定め、運用と監視を行っています。

	役割	関与可能期間	必要インターバル期間
上場会社の監査・レビュー業務	筆頭業務執行社員	5 会計期間	5 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	審査担当者	5 会計期間	5 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	その他の監査業務の 主要な担当者等	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
非上場の公認会計士 法上の大会社等の 監査・レビュー業務	筆頭業務執行社員	7 会計期間	5 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	審査担当者	7 会計期間	3 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	その他の監査業務の 主要な担当者等	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
上記以外の監査・ レビュー業務	筆頭業務執行社員	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	審査担当者	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)
	その他の監査業務の 主要な担当者等	7 会計期間	2 会計期間 (ただし最短でも 2 年間)

その他の監査業務の主要な担当者等には、筆頭以外の業務執行社員及び重要な子会社等の業務執行社員が含まれます

(イ) 業務に係る契約の締結及び更新

PwC ネットワークのメンバーファームとして、PwC ネットワークのクライアント及びエンゲージメントの受入・継続に係る評価方針を基本に、わが国における規則等を踏まえて、当法人の新規契約の締結及び更新に係る方針を定めています。契約の受任に先立ち、受任予定クライアントと当法人（社員・職員を含む）の独立性等利害関係を調査するとともに、当該企業の評判、経営者の姿勢、企業統治や内部統制の状況、会計・監査上の問題等のリスク評価手続を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認者の承認を得るものとしています。契約の継続にあたっては、少なくとも年に 1 度リスク評価を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認者の承認を得るものとしています。

(ウ) 業務を担当する社員その他の者の選任

専門要員の監査チームへの選任は、各業種別組織の中で、各人の独立性の遵守状況、必要な経験、能力、必要な時間の十分な確保等といった事項を踏まえ、厳正かつ公正な監査を実施するために必要な人財を確保するという観点から実施しています。また、監査の品質を維持する上では被監査会社の事業内容等への理解が不可欠であることから監査チームの一定の継続性を重視する一方、新たな視点を持った客観性ある監査の実施を確保すべく、監査チームの統括主査のローテーションに関する取扱いを定め、両者の適切なバランスを維持できる監査チームを組成していく方針です。

(エ) 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、社員の報酬に関する規程に基づき各執行役からなる経営委員会が決定し、監視委員会の社員評価委員会の同意を得ています。報酬決定の根拠となる評価については、各社員が各々に与えられた業務について毎年、個人の業務計画書を作成し、その業務計画の達成度合により各部門長が評価を行い、経営委員会に提出しています。

イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、監査に対する高い価値観と使命感を共有するプロフェッショナルたるにふさわしい人財を、日本の公認会計士のみならず、米国公認会計士、システム監査技術者をはじめ、特定業種に関する専門的な知識と経験を有する人財等から幅広く採用しています。

教育・訓練については、世界中で一貫して高品質の監査を提供するためにPwCが各国の品質管理レビュー結果に基づき開発した共通の教育研修カリキュラムを基本に、わが国の法令、会計及び監査の基準、不正事例、税務並びに品質管理レビューの結果など、当法人独自の内容を加味して研修を実施しています。また、研修をより効果的なものとするために、多くの研修において事後の確認テストを実施しています。日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度（CPD）の達成状況や必須研修の受講履歴は、研修管理システムを利用してモニタリングを実施しています。更に、アシュアランス業務部門を産業別に組織することによって、監査上必要な専門的知識を集約し、共有することにより、知識及び経験の組織的強化を図るとともに、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、不正に関する教育・訓練を実施しています。

専門要員は、高度な業務品質を実現できる有能な人財として、その専門的知識や社会的使命感といった観点から各人の資質が客観的かつ公正に評価され、職階が決まります。その前提として、職階ごとの役割と責任が明確に定義され、専門要員は各エンゲージメント開始時に当該役割と責任に沿った業務上の達成目標を具体的に上位者と設定・合意し、業務終了時に当該目標達成状況に関する上位者からの評価内容が開示されます。これにより、透明かつ継続的な人事評価、人財の育成及び定着を図っており、当該年次評価結果及び職階に応じて専門要員の翌年度の報酬を決定しています。

ウ. 情報通信技術の取得又は開発、維持及び配分

当法人は、情報セキュリティ部門及び DX 企画室を設置し、監査業務の実施を支援するソフトウェアやツールの取得又は開発、維持及び配分を行っています。

情報セキュリティ部門は、PwC グローバルネットワークの情報セキュリティ部門と一体となって情報セキュリティ強化に取り組んでいます。

DX 企画室は、アシュアランスの各部門が独自に導入するシステムの企画・開発フェーズでの助言やプロジェクト管理の支援、導入したシステムの運用・保守に関する助言、アシュアランスにおける IT 管理規程の整備、IT 予算の計画・実績管理支援等を行っています。また、Generative AI を活用したツールを含むデジタルツールの開発及び導入支援を行っています。テクノロジーを活用することで、業務品質の向上や効率化に貢献すると共に、法人内のデジタル文化の醸成やデジタル人財育成プログラムの企画・開発の役割も担っています。

**(オ) 業務の実施及びその審査
(監査業務の実施)**

当法人は、監査業務における国際水準の品質を確保するため、監査業務につい

ては、PwC ネットワークのメンバーファームとして、PwC ネットワークのグローバル・スタンダードである PwC Audit Guide を監査メソドロジーの基本とし、わが国における監査基準等を踏まえ、当法人の監査業務の実施に係る方針又は手続を定めています。当該方針又は手続に基づき、監査往査期間にとらわれず年間を通じて緊密かつ適時なコミュニケーションを行うことでタイムリーな監査上の判断及びそのレビューを実施するリアルタイムの監査を行っています。

また、当該方針又は手続を通じて業務の実施における品質の保持を図るため、当法人では PwC ネットワークの監査サポートシステムを導入しています。このシステムは、監査業務及び監査証拠の文書化に用いられるだけではなく、リスク評価結果及びリスクと監査手続の関係をビジュアルに表示することでリスク評価に対応した有効かつ効率的な監査計画の立案と監査手続の実施を可能としています。

ア. 専門的な見解の問合せ

事前に専門的な見解の問合せを受けるべき事項を明示し、専門要員が当該事項に該当する事象に直面した場合には、品質管理本部等の見解を入手することを義務付けています。

イ. 監査上の判断の相違の解決

監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合、審査会がこれを審査することにより監査上の判断の相違に対処し解決しています。

ウ. 監査証明業務に係る審査

原則として、全ての監査業務について、監査計画段階から、監査の実施過程、監査判断の過程、監査の完了段階まで、監査チームによる監査の実施と並行して審査担当者による重要事項、重要判断の審査を実施しています。

審査担当者には、当法人の審査担当者の選任に関する方針又は手続に基づき、その職責を果たすために適切な適性、能力及び適切な権限を有する日本の公認会計士である社員が選任されます。その選任及び解任にあたり、各業種別組織内での推薦を受け、品質管理本部長が承認することで、審査担当者の客観性を確保しています。

監査業務において不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、監査チーム体制の強化及び審査体制の強化を検討するとともに、審査担当者による適切な審査が行われるよう、品質管理本部によるモニタリングを実施しています。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査調書を紙面で作成している場合（以下監査ファイル）、監査ファイルの最終的な整理の完了時点で監査調書の原本は品質管理責任者等の管理下に置き、これ以降に監査チームが原本にアクセスできないような規程を設け、本規程に則った運用と監視を行っています。

また、当法人では電子監査調書システムを導入しており、監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することを防止するため、アーカイブ状態の解除を実施できない（システム担当者のみ実施可）との規程を設け、本規程に則った運用と監視を行っています。

（カ）業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別

し、捕捉し、処理し、また維持する情報システムを有しています。また、各品質目標の担当責任者は情報システムから生成されたレポートの使用に際し、当該レポートを使用することに関連するリスクを低減するプロセス及び統制が存在するか確認しています。

当法人は、品質管理システムを維持するための方針又は手続を専門要員に伝達しています。また、当法人は監査品質に関する報告書を年に一度発行し、法人の品質管理システムに関する情報を開示しています。

(キ) 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、監査事務所間の引継に係る方針及び手続を定めています。

当法人が前任監査人となる場合、後任監査人に対して、不正リスクへの対応状況を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任監査人から要請のあったそれらに関連する監査調書の閲覧に応じるように定めています。

当法人が後任監査人となる場合、前任監査人に対して、監査人の交代事由及び不正リスクへの対応状況等の監査上の重要な事項について質問するように定めています。

監査事務所間の引継に関する方針及び手続において、監査チームが実施した引継の状況について品質管理本部に報告する旨を定めています。

(ク) (ア)から(キ)までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人では、代表執行役を法人の品質管理システムに関する最終責任者、アシュアランスリーダーを品質管理システムの整備及び運用責任者とし、当法人における品質目標を設定し、品質目標について責任を負う各部門の責任者を選任しています。

(ケ) (ア)から(ク)までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、QMSE (Quality Management for Service Excellence)という活動を通じて、リスク評価プロセスを整備、運用しており、品質管理基準報告書第1号で求められる品質管理システムの構成要素に関連する品質領域として、当法人が達成すべき12の品質領域を明確化しています。その目標達成の過程においてどのようなリスクが存在しているのかを識別し、そのリスクの重要性を評価し、方針又は手続の策定、統制活動、指標を用いた日常的な監視活動を含むリスクを軽減するための措置を講じています。

(コ) (ア)から(ク)までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質目標について責任を負う各部門の責任者により実施されている日常的モニタリングの他、法人の品質管理システム及び個々の業務品質の定期的モニタリングを年に1度実施しています。また、当法人は実施中の業務をレビューするリアル・タイム・アシュアランスと呼ばれる取組みを導入しています。

個々の業務品質のモニタリング

品質管理本部は、監査業務の定期的なモニタリングを原則として年に一度実施しています。その際に品質管理本部は、PwC ネットワークの Global Assurance Quality - Inspections プログラムを利用しています。監査業務を実施する業務

執行社員は少なくとも 3 年に一度はレビューの対象となり、リスクが高いと識別された監査業務は、より頻繁にモニタリングの対象としています。

法人の品質管理システムのモニタリング

法人の品質管理システムの定期的なモニタリングとして、独立した評価チームが年に一度、各品質目標のリスク対応手続の整備及び運用状況を評価しています。また、PwC ネットワークによる検証を毎年受けています。

発見事項の評価、根本原因分析及び識別された不備への対処

当法人は、モニタリング活動の実施、外部検査及びその他の関連する情報から特定された発見事項が、個別に又は組み合わせて品質管理システムに及ぼす影響を評価します。識別された不備に対しては、根本原因を分析し、不備の重大性及び広範性を評価した上で、品質改善計画を策定します。不備の評価結果、根本原因分析及び品質改善計画は、リーダーシップチーム及び関連する品質目標に関する責任を負う各部門の責任者に伝達され、適時に改善活動が実施されます。当法人のリーダーシップチームは、品質改善計画が適切に設計され効果的に運用されているかを評価し、品質改善計画の進捗状況を監視します。

④ 業務の品質の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当法人の品質管理システムに関する最終責任者である代表執行役が全ての関連する情報に基づき品質管理システムの年次評価を実施した結果、当法人の品質管理システムは業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しました。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当ありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

公認会計士法第 2 条 1 項の監査証明業務のすべての業務執行社員及び審査担当者には、公認会計士である社員を任命し、業務遂行の一義的な責任を担っています。監査証明業務を担うアシュアランス業務部門の担当執行役及び品質管理本部は、公認会計士である業務執行社員の交代・ローテーション及び、公認会計士である社員以外の者（特定社員等）の関与度合について監視しています。

(5) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2024 年 11 月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

品質管理本部が監査業務品質に関する方針及びガイダンスを策定しています。品質管理本部が実施する監査業務の定期的な検証を通じて監査業務の品質の確保を実施し、これらのレビューにより生じた問題点は、経営委員会に報告され、その対応が決定さ

れています。この報告を基に代表執行役は当該措置が適正であることを確認しています。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当ありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッド

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

2006年7月1日

(3) 当該業務上の提携の内容

PwCのメンバーファームとして、PwCグローバルで定めた品質管理、リスク管理基準に準拠して監査業務を遂行するとともに、品質管理、事業開発などについて世界各国のメンバーファームへの協力を行っています。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

当法人は、PwCのメンバーファームとしてプライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドとの間にPwCグローバルネットワークの共通のビジョン、価値、原則、目標、権限などを規定する包括的基本契約（Accession Agreement）を交わしています。この基本契約のもとでさらに具体的業務遂行に係わる契約（Firm Service Agreement）とPwCブランドを使用することに係る契約（Name License Agreement）を取り交わし、PwCネットワークのメンバーファームの一員として活動しています。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
205人	59人	264人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
経営委員会	経営に関する意思の決定	6人	1人	7人
監視委員会	経営委員会が策定する経営の方針及びその運営の監視	3人	5人	8人

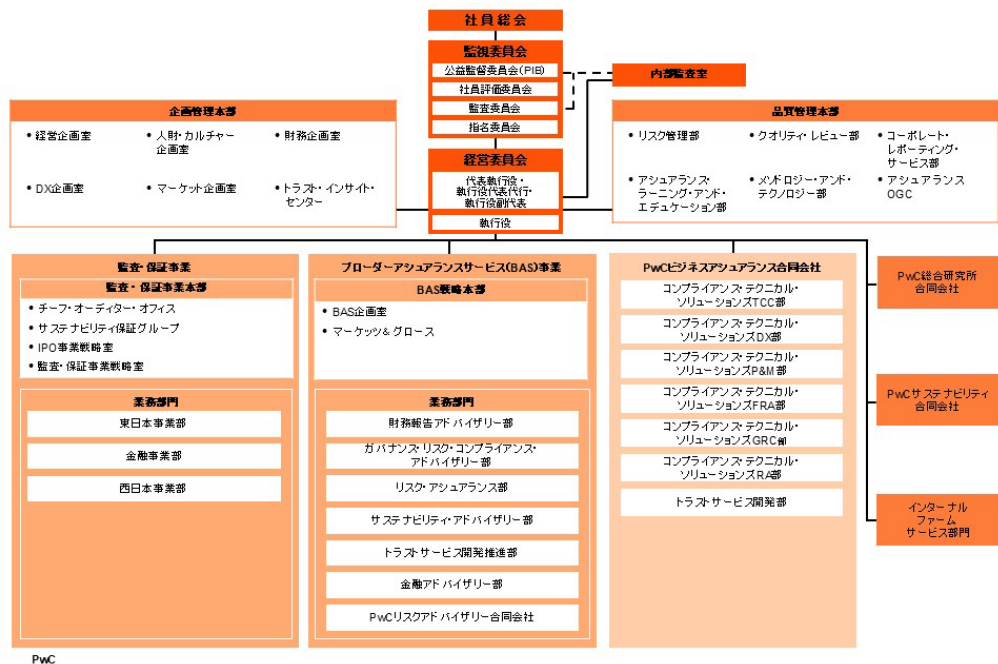
三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数								合計
		社員			使用人					
		公認 会計 士	特定 社員	計	公認 会計 士	公認 会計 士試験 合格者 等	監査補 助職員	その 他の 事務 職員	計	
(主) 東京	東京都千代田区 大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビ ルディング	153	55	208	809	581	1, 455	115	2, 960	3, 168
(従) 名古屋	愛知県名古屋市 中村区名駅一丁 目 1 番 4 号 JR セントラル タワーズ	12	0	12	84	55	20	0	159	171
(従) 京都	京都府京都市下 京区四条通烏丸 東入ル長刀鉾町 8	29	2	31	46	44	88	1	179	210
(従) 大阪	大阪府大阪市北 区大深町 4 番 20 号 グランフロント 大阪 タワー A	9	2	11	76	58	42	0	176	187
(従) 福岡	福岡市中央区天 神 1-11-1 ONE FUKUOKA BLDG.	2	0	2	17	23	0	0	40	42
合 計		205	59	264	1, 032	761	1, 605	116	3, 514	3, 778

*非常勤職員除く

四. 監査法人の組織の概要

PwC Japan有限責任監査法人 組織図



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

	第 20 期 2024 年 7 月 1 日～ 2025 年 6 月 30 日	第 21 期 2025 年 7 月 1 日～ 2026 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	41,029	46,799
非監査証明業務	43,162	52,310
合 計	84,191	99,110

2. 直近の二会計年度の計算書類

別添のとおりです。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

別添のとおりです。

4. 供託金の額

(単位：百万円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	528
供託所へ供託した供託金の額（額面金額）	540

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六、被監査会社等（大会社等に限る）の名称

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	Ai ロボティクス株式会社
金商法・会社法監査	AnyMind Group 株式会社
金商法・会社法監査	Appier Group 株式会社
金商法・会社法監査	B－R サーティワン アイスクリーム株式会社
金商法・会社法監査	H.U. グループホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	Japan Eyewear Holdings 株式会社
金商法・会社法監査	JK ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	KDDI 株式会社
金商法・会社法監査	N S グループ株式会社
金商法・会社法監査	SFP ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	S MN株式会社
金商法・会社法監査	SRE ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	THEC00 株式会社
金商法・会社法監査	TOWA 株式会社
金商法・会社法監査	アークランズ株式会社
金商法・会社法監査	あいホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	アステナホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	アズマハウス株式会社
金商法・会社法監査	イーレックス株式会社
金商法・会社法監査	イシン株式会社
金商法・会社法監査	エムスリー株式会社
金商法・会社法監査	オイシックス・ラ・大地株式会社
金商法・会社法監査	オーナンバ株式会社
金商法・会社法監査	カゴメ株式会社
金商法・会社法監査	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
金商法・会社法監査	キオクシアホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	コナミグループ株式会社
金商法・会社法監査	シキボウ株式会社
金商法・会社法監査	シャープ株式会社
金商法・会社法監査	シライ電子工業株式会社
金商法・会社法監査	スズキ株式会社
金商法・会社法監査	ソースネクスト株式会社
金商法・会社法監査	ソニーグループ株式会社
金商法・会社法監査	ソニーフィナンシャルグループ株式会社
金商法・会社法監査	ダイナミックマッププラットフォーム株式会社
金商法・会社法監査	デクセリアルズ株式会社
金商法・会社法監査	トーカロ株式会社
金商法・会社法監査	トヨタファイナンス株式会社
金商法・会社法監査	トヨタ自動車株式会社
金商法・会社法監査	トヨタ紡織株式会社
金商法・会社法監査	トランス・コスモス株式会社

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	トレンダーズ株式会社
金商法・会社法監査	ニデック株式会社
金商法・会社法監査	ノーリツ鋼機株式会社
金商法・会社法監査	パンチ工業株式会社
金商法・会社法監査	ビジョン株式会社
金商法・会社法監査	ビズメイツ株式会社
金商法・会社法監査	ファーストアカウンティング株式会社
金商法・会社法監査	フタバ産業株式会社
金商法・会社法監査	ブティックス株式会社
金商法・会社法監査	プレミアムグループ株式会社
金商法・会社法監査	ポエック株式会社
金商法・会社法監査	ホクシン株式会社
金商法・会社法監査	ミーク株式会社
金商法・会社法監査	モイ株式会社
金商法・会社法監査	モビルス株式会社
金商法・会社法監査	ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
金商法・会社法監査	リガク・ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	ルネサス エレクトロニクス株式会社
金商法・会社法監査	レーザーテック株式会社
金商法・会社法監査	愛知製鋼株式会社
金商法・会社法監査	旭化成株式会社
金商法・会社法監査	旭有機材株式会社
金商法・会社法監査	応用技術株式会社
金商法・会社法監査	沖電気工業株式会社
金商法・会社法監査	沖縄セルラー電話株式会社
金商法・会社法監査	加賀電子株式会社
金商法・会社法監査	株式会社 And Do ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社 AOKI ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社 BTM
金商法・会社法監査	株式会社 CL ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社 CRI・ミドルウェア
金商法・会社法監査	株式会社 ELEMENTS
金商法・会社法監査	株式会社 F i n a t e x t ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社 F P パートナー
金商法・会社法監査	株式会社 I A C E トラベル
金商法・会社法監査	株式会社 INGS
金商法・会社法監査	株式会社 J M D C
金商法・会社法監査	株式会社 J ストリーム
金商法・会社法監査	株式会社 Laboro. AI
金商法・会社法監査	株式会社 LIFULL
金商法・会社法監査	株式会社 MIXI
金商法・会社法監査	株式会社 Rebase

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	株式会社RS Technologies
金商法・会社法監査	株式会社Smile Holdings
金商法・会社法監査	株式会社T.S.I
金商法・会社法監査	株式会社W TOKYO
金商法・会社法監査	株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社アイシン
金商法・会社法監査	株式会社アイスコ
金商法・会社法監査	株式会社アイチコーポレーション
金商法・会社法監査	株式会社アクシージア
金商法・会社法監査	株式会社アルバック
金商法・会社法監査	株式会社アンビスホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社イエローハット
金商法・会社法監査	株式会社イルグルム
金商法・会社法監査	株式会社インタースペース
金商法・会社法監査	株式会社ウェザーニューズ
金商法・会社法監査	株式会社うかい
金商法・会社法監査	株式会社エクセディ
金商法・会社法監査	株式会社エスケーエレクトロニクス
金商法・会社法監査	株式会社エプコ
金商法・会社法監査	株式会社オオバ
金商法・会社法監査	株式会社ギークリー
金商法・会社法監査	株式会社キング
金商法・会社法監査	株式会社クオンツ総研ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社クラウドディアホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社クラレ
金商法・会社法監査	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社ケア 21
金商法・会社法監査	株式会社ケアサービス
金商法・会社法監査	株式会社コメリ
金商法・会社法監査	株式会社サンマルクホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社シーイーシー
金商法・会社法監査	株式会社シーユーシー
金商法・会社法監査	株式会社ジェイエスエス
金商法・会社法監査	株式会社ジェイテクト
金商法・会社法監査	株式会社ジェイテック
金商法・会社法監査	株式会社ジンジブ
金商法・会社法監査	株式会社スタートライン
金商法・会社法監査	株式会社スリーダムアライアンス
金商法・会社法監査	株式会社ダイフク
金商法・会社法監査	株式会社タカヨシホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社タチエス
金商法・会社法監査	株式会社ツムラ

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	株式会社テクニスコ
金商法・会社法監査	株式会社デコルテ・ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社デジタルプラス
金商法・会社法監査	株式会社トーア紡コーポレーション
金商法・会社法監査	株式会社トーメンデバイス
金商法・会社法監査	株式会社トライアルホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス
金商法・会社法監査	株式会社ネクソン
金商法・会社法監査	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
金商法・会社法監査	株式会社ハルメクホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社はるやまホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社バロックジャパンリミテッド
金商法・会社法監査	株式会社ハンモック
金商法・会社法監査	株式会社ビーアンドビー
金商法・会社法監査	株式会社ビーバンドットコム
金商法・会社法監査	株式会社ヒット
金商法・会社法監査	株式会社ファインシンター
金商法・会社法監査	株式会社フェリシモ
金商法・会社法監査	株式会社フォーカスシステムズ
金商法・会社法監査	株式会社ブシロード
金商法・会社法監査	株式会社フルキャストホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社ブロードバンドタワー
金商法・会社法監査	株式会社ベルシステム 24 ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社ボルテージ
金商法・会社法監査	株式会社マルゼン
金商法・会社法監査	株式会社メタルアート
金商法・会社法監査	株式会社ユーザーローカル
金商法・会社法監査	株式会社ロココ
金商法・会社法監査	株式会社ワールド
金商法・会社法監査	株式会社岡山製紙
金商法・会社法監査	株式会社丸井グループ
金商法・会社法監査	株式会社高田工業所
金商法・会社法監査	株式会社商工組合中央金庫
金商法・会社法監査	株式会社小森コーポレーション
金商法・会社法監査	株式会社船井総研ホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社大阪ソーダ
金商法・会社法監査	株式会社東和銀行
金商法・会社法監査	株式会社日水コン
金商法・会社法監査	株式会社日本創発グループ
金商法・会社法監査	株式会社平和堂
金商法・会社法監査	株式会社豊田自動織機
金商法・会社法監査	岩井コスモホールディングス株式会社

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	京セラ株式会社
金商法・会社法監査	京都機械工具株式会社
金商法・会社法監査	共栄タンカー株式会社
金商法・会社法監査	共和レザー株式会社
金商法・会社法監査	兼松株式会社
金商法・会社法監査	三櫻工業株式会社
金商法・会社法監査	芝浦メカトロニクス株式会社
金商法・会社法監査	酒井重工業株式会社
金商法・会社法監査	松井証券株式会社
金商法・会社法監査	綜研化学株式会社
金商法・会社法監査	太陽ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	大和工業株式会社
金商法・会社法監査	地主株式会社
金商法・会社法監査	中外炉工業株式会社
金商法・会社法監査	東京海上ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	東京海上日動火災保険株式会社
金商法・会社法監査	東芝テック株式会社
金商法・会社法監査	日東精工株式会社
金商法・会社法監査	日本セラミック株式会社
金商法・会社法監査	日本ドライケミカル株式会社
金商法・会社法監査	日本ナレッジ株式会社
金商法・会社法監査	日本パーカライジング株式会社
金商法・会社法監査	任天堂株式会社
金商法・会社法監査	白銅株式会社
金商法・会社法監査	豊田合成株式会社
金商法・会社法監査	豊田通商株式会社
金商法・会社法監査	幼児活動研究会株式会社
金商法監査	CRE ロジスティクスファンド投資法人
金商法監査	MIRARTH 不動産投資法人
金商法監査	イオンリート投資法人
金商法監査	ヘルスケア&メディカル投資法人
金商法監査	マリモ地方創生リート投資法人
金商法監査	ラサールロジポート投資法人
金商法監査	東急リアル・エステート投資法人
金商法監査	日本都市ファンド投資法人
金商法監査	福岡リート投資法人
会社法監査	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
会社法監査	AIG 損害保険株式会社
会社法監査	au じぶん銀行株式会社
会社法監査	au フィナンシャルサービス株式会社
会社法監査	au フィナンシャルホールディングス株式会社
会社法監査	au ペイメント株式会社

監査種別	被監査会社等の名称
会社法監査	au 損害保険株式会社
会社法監査	BofA 証券株式会社
会社法監査	Chubb 損害保険株式会社
会社法監査	Colt テクノロジーサービス株式会社
会社法監査	HSBC 証券株式会社
会社法監査	J C O M株式会社
会社法監査	JP モルガン証券株式会社
会社法監査	MOBILOTS 株式会社
会社法監査	M S D株式会社
会社法監査	TBJH 株式会社
会社法監査	TBJ ホールディングス株式会社
会社法監査	UQ コミュニケーションズ株式会社
会社法監査	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
会社法監査	アリアンツ火災海上保険株式会社
会社法監査	ウーブン・バイ・トヨタ株式会社
会社法監査	エーエスエムエル・ジャパン株式会社
会社法監査	エクイニクス・ジャパン株式会社
会社法監査	エナジーグリッド株式会社
会社法監査	キオクシアエネルギー・マネジメント株式会社
会社法監査	キオクシア株式会社
会社法監査	キオクシア岩手株式会社
会社法監査	キンドリルジャパン株式会社
会社法監査	ゴールドマン・サックス証券株式会社
会社法監査	サウディ石油化学株式会社
会社法監査	サハリン石油ガス開発株式会社
会社法監査	サンスター株式会社
会社法監査	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
会社法監査	ジブラルタ生命保険株式会社
会社法監査	シャープディスプレイテクノロジー株式会社
会社法監査	スズキファイナンス株式会社
会社法監査	ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社
会社法監査	ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
会社法監査	ソニー株式会社
会社法監査	ソニー銀行株式会社
会社法監査	ソニー生命保険株式会社
会社法監査	ソニー損害保険株式会社
会社法監査	ダイハツ工業株式会社
会社法監査	デル・テクノロジーズ株式会社
会社法監査	トヨタバッテリー株式会社
会社法監査	トヨタファイナンシャルサービス株式会社
会社法監査	トヨタホーム株式会社
会社法監査	トヨタモビリティサービス株式会社

監査種別	被監査会社等の名称
会社法監査	トヨタモビリティパーツ株式会社
会社法監査	トヨタモビリティ東京株式会社
会社法監査	トヨタ自動車九州株式会社
会社法監査	トヨタ自動車東日本株式会社
会社法監査	トヨタ自動車北海道株式会社
会社法監査	トヨタ車体株式会社
会社法監査	トヨタ不動産株式会社
会社法監査	ニデックインスツルメンツ株式会社
会社法監査	ニデックプレジジョン株式会社
会社法監査	ビー・エム・ダブリュー・ジャパン・ファイナンス株式会社
会社法監査	ビッグロープ株式会社
会社法監査	フィデリティ証券株式会社
会社法監査	プライム プラネット エナジー&ソリューションズ株式会社
会社法監査	ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
会社法監査	ブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
会社法監査	ブルデンシャル生命保険株式会社
会社法監査	プレミア株式会社
会社法監査	マイクロンメモリ ジャパン株式会社
会社法監査	メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社
会社法監査	旭化成バッテリーセパレータ株式会社
会社法監査	旭化成ホームズ株式会社
会社法監査	加賀東芝エレクトロニクス株式会社
会社法監査	株式会社 西友
会社法監査	株式会社 BREXA Next
会社法監査	株式会社 KINTO
会社法監査	株式会社 SB TEMPUS
会社法監査	株式会社 SBJ 銀行
会社法監査	株式会社 S N K
会社法監査	株式会社アドヴィックス
会社法監査	株式会社エスアールエル
会社法監査	株式会社エポスカード
会社法監査	株式会社ジャパンセミコンダクター
会社法監査	株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント
会社法監査	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント
会社法監査	株式会社ダイナムジャパンホールディングス
会社法監査	株式会社トライアルカンパニー
会社法監査	株式会社ネクスティエレクトロニクス
会社法監査	株式会社ポケモン
会社法監査	株式会社ユーラスエナジーホールディングス
会社法監査	株式会社東芝
会社法監査	岩井コスモ証券株式会社
会社法監査	京セラドキュメントソリューションズ株式会社

監査種別	被監査会社等の名称
会社法監査	堺ディスプレイプロダクト株式会社
会社法監査	村田機械株式会社
会社法監査	太陽建機レンタル株式会社
会社法監査	大同火災海上保険株式会社
会社法監査	中部テレコミュニケーション株式会社
会社法監査	田中貴金属工業株式会社
会社法監査	東京海上ダイレクト損害保険株式会社
会社法監査	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
会社法監査	東芝エレベータ株式会社
会社法監査	東芝デバイス&ストレージ株式会社
会社法監査	東芝プラントシステム株式会社
会社法監査	日新火災海上保険株式会社
会社法監査	日本アイ・ビー・エム株式会社
会社法監査	日本地震再保険株式会社
会社法監査	武州製薬ホールディングス株式会社
会社法監査	豊通マテリアル株式会社
その他の法定監査	国立研究開発法人森林研究・整備機構
その他の法定監査	国立研究開発法人水産研究・教育機構
その他の法定監査	独立行政法人家畜改良センター
その他の法定監査	独立行政法人国際交流基金
その他の法定監査	独立行政法人自動車事故対策機構

第 21 会 計 年 度

計 算 書 類

自 2025年7月 1日

至 2026年6月30日

PwC Japan有限責任監査法人

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前 会 計 年 度 (2025年6月30日)	当 会 計 年 度 (2026年6月30日)	科 目	前 会 計 年 度 (2025年6月30日)	当 会 計 年 度 (2026年6月30日)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	26,398	35,578	流 動 負 債	20,216	24,750
現 金 及 び 預 金	7,732	12,144	リ ー ス 債 務	779	88
業 務 未 収 入 金	15,065	20,053	未 払 金	10,857	12,599
未 収 入 金	1,950	1,788	未 払 費 用	2,361	3,147
前 払 費 用	1,575	1,516	未 払 法 人 税 等	550	2,444
そ の 他 流 動 資 産	99	89	未 払 消 費 税 等	1,589	1,998
貸 倒 引 当 金	△24	△14	前 受 金	1,447	1,496
			預 り 金	772	954
			有 給 休 暇 引 当 金	1,802	1,970
			そ の 他 流 動 負 債	53	49
固 定 資 産	25,752	28,007	固 定 負 債	6,095	7,966
有 形 固 定 資 産	5,484	5,509	リ ー ス 債 務	351	194
建 物 附 属 設 備	2,440	3,228	長 期 預 り 金	3,332	3,394
工 具 器 具 備 品	347	271	資 産 除 去 債 務	2,278	3,807
リ ー ス 資 産	2,666	2,000	そ の 他 固 定 負 債	132	570
建 設 仮 勘 定	10	-			
そ の 他 有 形 固 定 資 産	19	9			
無 形 固 定 資 産	117	75	負 債 合 計	26,311	32,717
ソ フ ト ウ ェ ア	117	63			
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	0	11	純 資 産 の 部		
投 資 そ の 他 の 資 産	20,150	22,422	社 員 資 本	25,836	30,867
投 資 有 価 証 券	7,121	7,121	資 本 金	1,000	1,000
関 係 会 社 出 資 金	387	387	出 資 金 申 込 証 拠 金	240	120
敷 金 及 び 保 証 金	7,300	7,496	資 本 剰 余 金	2,035	2,176
長 期 貸 付 金	1,892	2,868	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,035	2,176
長 期 前 払 費 用	1,616	1,965	利 益 剰 余 金	22,561	27,571
繰 延 税 金 資 産	1,726	2,394	そ の 他 利 益 剰 余 金	22,561	27,571
そ の 他 の 投 資 等	152	223	繰 越 利 益 剰 余 金	22,561	27,571
投 資 損 失 引 当 金	△47	△35	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2	1
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2	1
			純 資 産 合 計	25,839	30,869
資 産 合 計	52,150	63,586	負 債 ・ 純 資 産 合 計	52,150	63,586

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前 会 計 年 度		当 会 計 年 度	
	自 2024年7月 1日 至 2025年6月30日		自 2025年7月 1日 至 2026年6月30日	
業 務 収 入		84,191		99,110
業 務 費 用				
人 件 費	52,538		58,598	
賃 借 関 連 費 用	2,138		2,753	
採 用 及 び 研 修 費 用	1,054		1,133	
IT機器費用等及び通信費	3,962		4,182	
そ の 他 業 務 費 用	22,722	82,416	25,925	92,593
営 業 利 益		1,774		6,516
営 業 外 収 益				
受 取 利 息 及 び 配 当 金	86		128	
そ の 他 営 業 外 収 益	221	307	158	286
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	124		87	
そ の 他 営 業 外 費 用	134	258	65	152
経 常 利 益		1,824		6,649
特 別 利 益				
関係会社出資金売却益	6		-	
投資損失引当金戻入益	19	25	12	12
特 別 損 失				
固 定 資 産 除 却 損	17		9	
関係会社出資金評価損	472	490	-	9
税 引 前 当 期 純 利 益		1,359		6,652
法人税、住民税及び事業税	395		2,310	
法 人 税 等 調 整 額	147	543	△667	1,643
当 期 純 利 益		816		5,009

社員資本等変動計算書

前会計年度
〔 自 2024年7月 1日
至 2025年6月30日 〕

(単位：百万円)

	社員資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	出資金申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		社員資本合計	繰延ヘッジ損 益		評価・換算差 額等合計
			その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,000	244	1,937	1,937	21,745	21,745	24,926	0	0	24,927
当期変動額										
社員出資金増加	-	△244	250	250	-	-	6	-	-	6
社員出資金減少	-	-	△152	△152	-	-	△152	-	-	△152
申込証拠金 受入額	-	240	-	-	-	-	240	-	-	240
当期純利益	-	-	-	-	816	816	816	-	-	816
社員資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
当期変動額合計	-	△4	98	98	816	816	910	1	1	911
当期末残高	1,000	240	2,035	2,035	22,561	22,561	25,836	2	2	25,839

社員資本等変動計算書

当会計年度
〔 自 2025年7月 1日
至 2026年6月30日 〕

(単位：百万円)

	社員資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	出資金申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		社員資本合計	繰延ヘッジ損 益	評価・換算差 額等合計	
			その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	1,000	240	2,035	2,035	22,561	22,561	25,836	2	2	25,839
当期変動額										
社員出資金増加	-	△240	240	240	-	-	-	-	-	-
社員出資金減少	-	-	△99	△99	-	-	△99	-	-	△99
申込証拠金 受入額	-	120	-	-	-	-	120	-	-	120
当期純利益	-	-	-	-	5,009	5,009	5,009	-	-	5,009
社員資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	△0	△0	△0
当期変動額合計	-	△120	141	141	5,009	5,009	5,030	△0	△0	5,029
当期末残高	1,000	120	2,176	2,176	27,571	27,571	30,867	1	1	30,869

注記表

前 会 計 年 度 自 2024年7月 1日 至 2025年6月30日	当 会 計 年 度 自 2025年7月 1日 至 2026年6月30日
当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。	当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。
I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 資産の評価基準及び評価方法 有価証券 関係会社株式 その他の有価証券 ・市場価格のない株式等	1. 資産の評価基準及び評価方法 有価証券 関係会社株式 その他の有価証券 ・市場価格のない株式等
2. 固定資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 (リース資産を除く)	2. 固定資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 (リース資産を除く)
②無形固定資産 (リース資産を除く)	②無形固定資産 (リース資産を除く)
③リース資産 所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産	③リース資産 所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産
所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産	所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
3. 引当金の計上基準 ①貸倒引当金	3. 引当金の計上基準 ①貸倒引当金
②投資損失引当金	②投資損失引当金
③有給休暇引当金	③有給休暇引当金
4. 収益及び費用の計上基準 主要業務である監査証明業務及び非監査証明業務については、当該業務の役務提供に応じて、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しており、履行義務の充足の進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。	4. 収益及び費用の計上基準
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ①ヘッジ会計の処理方法	5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ①ヘッジ会計の処理方法
II. 会計上の見積りに関する注記 資産除去債務の算定 ①当会計年度の計算書類に計上した金額 2,278 百万円 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 事務所に関する不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に係る費用負担に備えるため、使用見込期間は過去の実績に基づく賃貸期間とし、割引率は当該使用見込期間に応じた国債利回りとして算出した原状回復費用の見積額を計上しております。 原状回復費用は退去時に支払うことが見込まれますが、経済状況や市況による工事単価の変動、将来の事業計画の見直しに伴う使用見込期間の変更等により翌会計年度の資産除去債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。	II. 会計上の見積りに関する注記 1. 資産除去債務の算定 ①当会計年度の計算書類に計上した金額 3,807 百万円 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 同左 (会計上の見積りの変更に関する注記) 当会計年度において、昨今の資材価格の高騰や人件費の上昇を考慮して原状回復費用の見積りの変更を行い、その結果、資産除去債務が1,693百万円増加しております。 この結果、営業利益、経常利益、並びに税引前当期純利益はそれぞれ328百万円減少しております。

注記表

前 会 計 年 度 自 2024年7月 1日 至 2025年6月30日				当 会 計 年 度 自 2025年7月 1日 至 2026年6月30日			
Ⅲ. 貸借対照表に関する注記				Ⅲ. 貸借対照表に関する注記			
1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,304 百万円				1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,855 百万円			
2. 関係会社に対する金銭債権・債務				2. 関係会社に対する金銭債権・債務			
・短期金銭債権 600 百万円				・短期金銭債権 447 百万円			
・長期金銭債権 7 百万円				・長期金銭債権 10 百万円			
・短期金銭債務 1,252 百万円				・短期金銭債務 652 百万円			
・長期金銭債務 721 百万円				・長期金銭債務 721 百万円			
Ⅳ. 損益計算書に関する注記				Ⅳ. 損益計算書に関する注記			
1. 業務収入の内訳				1. 業務収入の内訳			
・監査収入 41,029 百万円				・監査収入 46,799 百万円			
・非監査収入（その他の収入） 43,162 百万円				・非監査収入（その他の収入） 52,310 百万円			
2. 関係会社との取引高				2. 関係会社との取引高			
・業務収入 1,376 百万円				・業務収入 1,255 百万円			
・業務費用 4,340 百万円				・業務費用 4,425 百万円			
Ⅴ. 税効果会計に関する注記				Ⅴ. 税効果会計に関する注記			
繰延税金資産の主な発生原因は、有給休暇引当金等であります。				同左			
Ⅵ. 金融商品に関する注記				Ⅵ. 金融商品に関する注記			
1. 金融商品の状況に関する事項				1. 金融商品の状況に関する事項			
資金調達については、銀行等金融機関からの借入により行っております。借入金 の使途は運転資金であります。				同左			
業務未収入金に係わる顧客の信用リスクは、業務受入時の審査等により、リス クの低減を図っております。							
2. 金融商品の時価等に関する事項				2. 金融商品の時価等に関する事項			
2025年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について は、次のとおりであります。				2026年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について は、次のとおりであります。			
なお、投資有価証券及び関係会社出資金については、市場価格のない株式等 であるため含めておりません。				なお、投資有価証券及び関係会社出資金については、市場価格のない株式等 であるため含めておりません。			
また、現金及び預金、業務未収入金、未収入金及び未払金については、現金 であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似すること から注記を省略しております。				また、現金及び預金、業務未収入金、未収入金及び未払金については、現金 であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似すること から注記を省略しております。			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
a 敷金及び保証金	7,300	6,958	△342	a 敷金及び保証金	7,496	7,009	△486
資産 計	7,300	6,958	△342	資産 計	7,496	7,009	△486
a 長期預り金	3,332	3,196	△136	a 長期預り金	3,394	3,207	△187
負債 計	3,332	3,196	△136	負債 計	3,394	3,207	△187
(注) 金融商品の時価の算定方法				(注) 金融商品の時価の算定方法			
資産				資産			
a. 敷金及び保証金				a. 敷金及び保証金			
将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間及び国債 の利回り等適切な指標に基づき割引いた現在価値により算定しており ます。				同左			
負債				負債			
a. 長期預り金				a. 長期預り金			
将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間及び国債 の利回り等適切な指標に基づき割引いた現在価値により算定しており ます。				同左			
Ⅶ. 収益認識に関する注記				Ⅶ. 収益認識に関する注記			
収益を理解するための基礎となる情報				収益を理解するための基礎となる情報			
「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上 基準」に記載のとおりであります。				同左			
Ⅷ. その他				Ⅷ. その他			
該当事項はありません。				同左			

附属明細書

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

前会計年度（自 2024年7月 1日 至 2025年6月30日 ）

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物附属設備	2,631	329	14	506	2,440	2,940	5,380
	工具器具備品	280	155	3	85	347	679	1,026
	リース資産	3,347	-	-	680	2,666	4,572	7,239
	建設仮勘定	-	10	-	-	10	-	10
	その他有形固定資産	4	27	-	11	19	112	132
	計	6,263	522	17	1,284	5,484	8,304	13,788
無形固定資産	ソフトウェア	147	46	0	76	117		
	ソフトウェア仮勘定	4	0	4	-	0		
	計	152	47	4	76	117		

当会計年度（自 2025年7月 1日 至 2026年6月30日 ）

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物附属設備	2,440	1,871	5	1,077	3,228	4,017	7,245
	工具器具備品	347	16	3	89	271	735	1,007
	リース資産	2,666	-	36	630	2,000	5,081	7,082
	建設仮勘定	10	-	10	-	-	-	-
	その他有形固定資産	19	-	0	10	9	21	30
	計	5,484	1,888	55	1,807	5,509	9,855	15,365
無形固定資産	ソフトウェア	117	11	0	64	63		
	ソフトウェア仮勘定	0	11	0	-	11		
	計	117	23	1	64	75		

(注1)

- ・当期増加額のうち、主なものは以下のとおりです。
建物附属設備 オフィス資産除去債務の見積変更

1,862 百万円

(2) 引当金の明細

前会計年度（自 2024年7月 1日 至 2025年6月30日 ）

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的利用	その他	
貸倒引当金	0	24	-	0	24
投資損失引当金	67	47	-	67	47
有給休暇引当金	1,764	1,802	1,448	315	1,802

(注)

- ・当期減少額「その他」は期末洗替処理によるものです。

当会計年度（自 2025年7月 1日 至 2026年6月30日 ）

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的利用	その他	
貸倒引当金	24	14	24	0	14
投資損失引当金	47	35	-	47	35
有給休暇引当金	1,802	1,970	1,476	326	1,970

(注)

- ・当期減少額「その他」は期末洗替処理によるものです。

(3) 業務費用の明細

(単位：百万円)

科 目	前 会 計 年 度 自 2024年7月 1日 至 2025年6月30日		当 会 計 年 度 自 2025年7月 1日 至 2026年6月30日	
人件費				
報酬給与	41,166		47,559	
法定福利費	4,111		5,549	
その他人件費	7,260	52,538	5,489	58,598
貸借関連費用				
貸借料等	904		976	
減価償却費	1,234	2,138	1,777	2,753
採用及び研修費用				
採用及び研修費用	1,054	1,054	1,133	1,133
IT機器費用等及び通信費				
IT機器費用等	3,512		3,675	
通信費	321		412	
減価償却費	127	3,962	94	4,182
その他業務費用				
旅費交通費	567		630	
福利厚生費	443		440	
諸会費・購読料	373		256	
保険料	409		358	
租税公課	555		701	
外注費	15,706		17,889	
サビ`スチャ`ジ`等	1,919		2,573	
その他	2,746	22,722	3,075	25,925
合 計		82,416		92,593

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月22日

PwC Japan有限責任監査法人
監査委員会 御中

新創監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 松原 寛
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高津 知之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の2024年 7 月 1 日から2025年 6 月30日までの第20期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PwC Japan有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務及び財産の状況に関する説明書類に含まれる情報のうち計算書類及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬に

よる重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

PwC Japan有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年 8 月21日

PwC Japan有限責任監査法人
監査委員会 御中

新創監査法人
東京都中央区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 松原 寛

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 高津 知之

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の2025年 7 月 1 日から2026年 6 月30日までの第21期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PwC Japan有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務及び財産の状況に関する説明書類に含まれる情報のうち計算書類及び監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬に

による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における職務執行者の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

PwC Japan有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上